

宮崎県 中間検査マニュアル

令和5年9月 策定

宮崎県 建築住宅課

目次

1. 対象建築物、特定工程等	P. 1
1. 2 法第7条の3第1項第一号（法で定めるもの）の検査対象部分	P. 2
1. 3 法第7条の3第1項第二号（特定行政庁が告示で指定するもの）の特定工程	P. 3
2. 申請手続き	P. 6
2. 1 手続きフロー	P. 6
2. 2 中間検査の申請前の準備等	P. 7
2. 3 提出書類一覧	P. 9
2. 4 手数料	P. 10
3. 中間検査に関する留意事項	P. 11
4. その他（窓口及び問合せ先）	P. 12

〈関連様式等〉

1. 中間検査申請書様式
2. 検査申請書等チェックリスト

〈参考書籍等〉

- ・ 建築構造審査・検査要領実務編検査マニュアル2012年版
【日本建築行政会議編集、（一財）建築行政情報センター発行】
- ・ 建築構造審査・検査要領 -確認審査等に関する指針- 2022年版
【日本建築行政会議編集、（一財）建築行政情報センター発行】

〈国交省からの通知等〉

- ・ 工事監理ガイドラインの策定について
（平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課長事務連絡）
- ・ 賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインの策定について
（令和元年10月1日国住指第1897号国土交通省住宅局建築指導課長通知）
- ・ 平成19年6月20日 国住指第1332号 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

1. 対象建築物、特定工程等

中間検査は、建築基準法（以下「法」という。）第7条の3及び第7条の4の規定に基づき、対象建築物が特定工程に係る工事を終えたときに行われるものです。

特定工程は、法第7条の3第1項第一号に基づくもの（法で定めるもの）と同項第二号に基づくもの（特定行政庁が告示で指定するもの）があります。

特定行政庁である宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市及び日向市では、それぞれ特定工程を指定しています。

項目\区分	法で定めるもの 【第一号】	特定行政庁（宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市）が告示で指定するもの【第二号】
対象区域	全国	宮崎県全域
対象となる建築種別	新築、増築又は改築	
対象となる構造・用途等	階数が3以上である共同住宅（共同住宅の用途を一部有する一の建築物も含む）で、後述の特定工程がある場合	① 長屋又は共同住宅で、階数が2以上のもの（共同住宅にあつては、法第7条の3第1項第一号に規定する特定工程を含む工事を行うこととなるものを除く。） ② 鉄筋コンクリート組積造のもの
特定工程 ※ 対象とする工程がその後の工程により不可視となる前に検査を行う必要があります。	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 （当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事）	〈木造〉 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法等は耐力壁の工事等） 〈鉄骨造〉 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事 〈鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造〉 2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 〈その他の構造〉 2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりを取り付ける工事
特定工程後の工程 ※ この中間検査に合格しなければ、その後の工事（特定工程後の工程）を行うことはできません。	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	〈木造〉 構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）又は内装工事 〈鉄骨造〉 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）又は内装工事

		〈鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造〉 2階の床（階数が1の建築物にあっては屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事 〈その他の構造〉 特定工程を覆う外装工事又は内装工事
建築物が2以上ある場合又は工区分けした場合	全工区において、中間検査が必要（複数回の中間検査申請を行う）	初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程のみ （混構造の場合も同様に適用する）
法第68条の20 認証型式部材等	法第68条の10に基づく型式適合認定の階数が3以上の共同住宅は中間検査の対象となります。	中間検査の対象外です。
法第85条の適用を受け る建築物	中間検査の対象外です。ただし、法第85条第6項及び第7項に規定する仮設興行場等に該当する場合は、中間検査の対象です。	中間検査の対象外です。

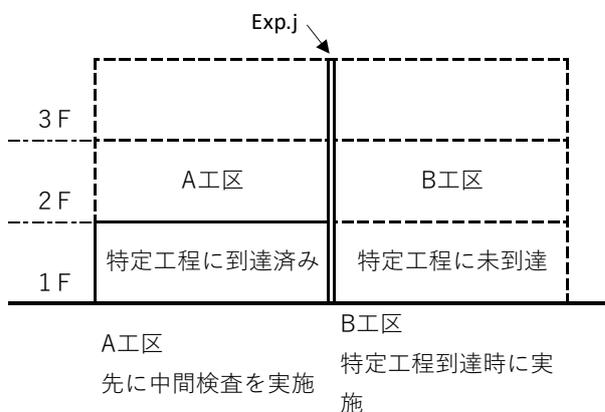
1. 2 法第7条の3第1項第一号（法で定めるもの）の検査対象部分

① 2以上の工程が存在する場合（複数棟の場合）

3F		
2F	A工区	B工区
1F	特定工程に到達済み	特定工程に未到達

申請が複数棟となる場合、同一棟の場合と同様に特定工程に到達する都度検査を行う。

② 2以上の工程が存在する場合（同一棟の場合）



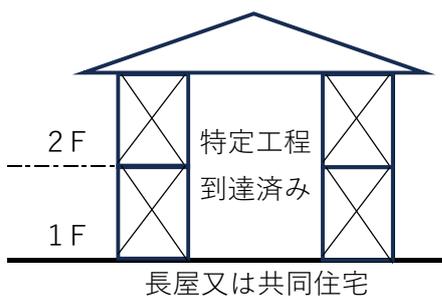
A工区が特定工程に到達したときに1回目の中間検査を行い、その後、B工区が特定工程に到達したときに2回目の中間検査を行う。(特定工程に到達する時期が複数回にわたる場合、その都度検査を行う。)

〈参考〉

- ・平成19年6月20日 国住指第1332号 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）
- ・建築構造審査・検査要領 -確認審査等に関する指針- 2022年版

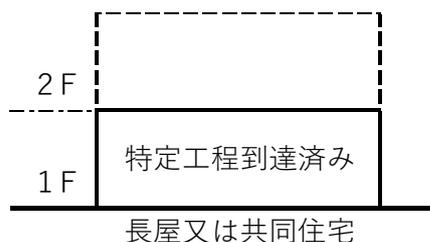
1. 3 法第7条の3第1項第二号（特定行政庁が告示で指定するもの）の特定工程

① 木造



屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事
(枠組壁工法等は耐力壁の工事等)

② 鉄骨造



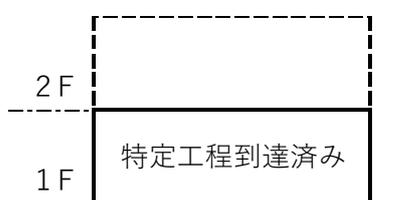
1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
※ ただし、上層階の建て方工事を一体的に行う場合等は、施行された2階以上の部分も検査対象となります。

③ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造



2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

④ 鉄筋コンクリート組積造



2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

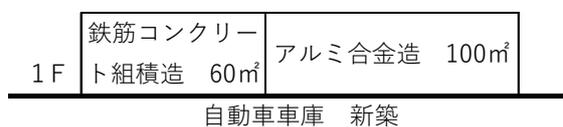
※ 鉄筋コンクリート組積造の場合、床版や屋根床は鉄筋コンクリート造となることが考えられる。

⑤ 混構造（新築の場合）ケース1



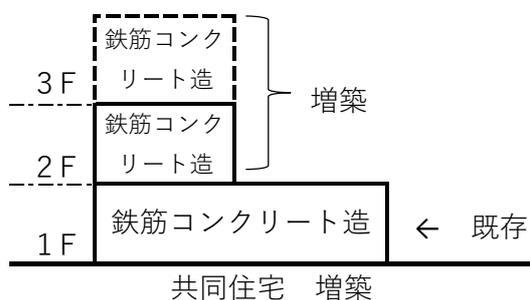
1階床面積 鉄骨造<鉄筋コンクリート造
鉄筋コンクリート造部分の屋根及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

⑥ 混構造（新築の場合）ケース2



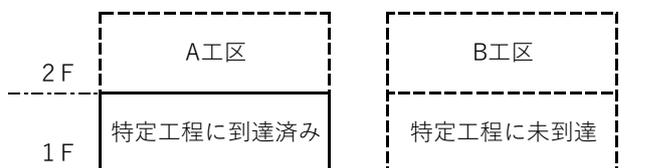
1階床面積
鉄筋コンクリート組積造<アルミ合金造
アルミ合金造部分の屋根及びこれを支持するはりを取り付ける工事

⑦ 増築



増築部分が初めて特定工程に達したとき
3階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

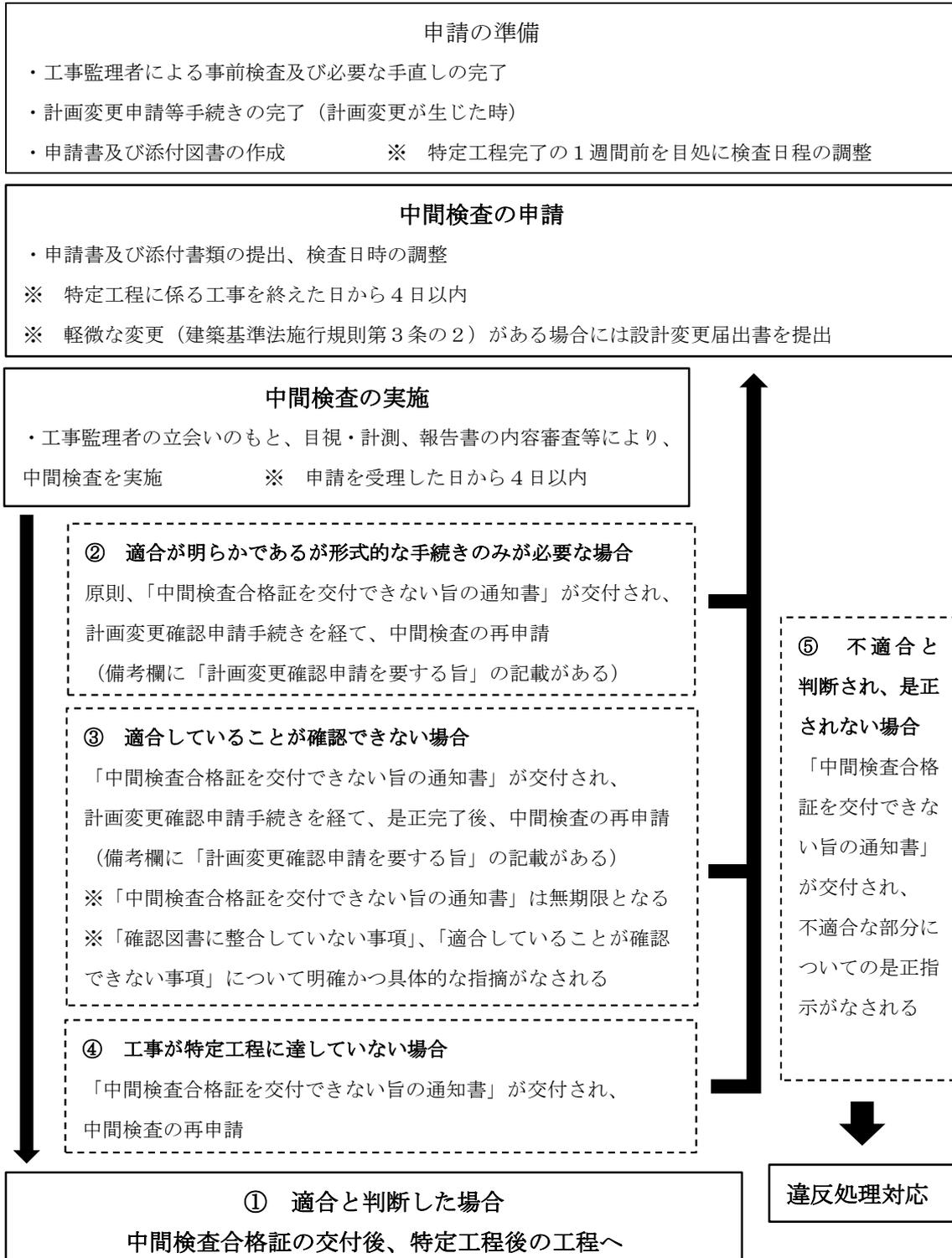
⑧ 2以上の工程が存在する場合（申請が複数棟の場合）



B工区の2FLは検査を行わない。
同一棟の場合も同様

2. 申請手続き

2. 1 手続きフロー



2. 2 中間検査の申請前の準備等

中間検査を申請する前に、必ず以下の項目についてご確認の上、必要な手続き等を行ってください。行われていない場合、中間検査を行うことができません。

① 工事監理者の選定等が行われていること。

法第5条の6第4項の規定等に基づく工事監理者の選定を行ってください。

確認申請時に未定としていた場合には、着工前に工事監理者の選定に関する法施行細則第4条第2項に基づく工事監理者等選定（変更）届出書（以下「選定（変更）届出書」という。）、また、工事監理者が変更となった場合には、同様に変更に関する選定（変更）届出書を提出してください。

また、建築士法第24条の8の規定により、建築士事務所の開設者は、工事監理受託契約を締結したときは必要事項を記載した書面（工事監理契約書等）を委託者（建築主）に交付する必要があります。

② 工事施工者の選定等が行われていること。

確認申請時に工事施工者が未定であった場合や申請以降に工事施工者が変更になった場合は、選定（変更）届出書を提出してください。

③ 施工状況報告書の提出が行われていること。

法施行細則第12条に基づく工程に達した時は、施工状況報告書を提出してください。

④ 計画の変更が行われていないこと。

確認申請時と計画が変更されている場合、計画変更申請等の手続きが必要です。

中間検査は確認申請図書との照合を行いますので、変更等の手続きを速やかに行ってください。また、法施行規則第3条の2に規定する変更の場合には、設計変更届出書の提出が必要となります。

⑤ 事前に検査日程の調整が行われていること。

申請書提出は特定工程終了後4日以内（法第7条の3第2項）となりますが、円滑な中間検査実施のために、特定工程終了前1週間を目処に検査日程の調整を行ってください。

⑥ 工事監理者による監理がなされ、必要な手直しが行われていること。

中間検査に合格しなければ、特定工程後の工程に進むことができません。必ず事前に施工会社による社内検査や工事監理者による監理者検査を行い、建築基準関係規定に適合していることを確認してください。

適合しない箇所がある場合は、検査までに必ず手直しを完了させてください。

⑦ 提出書類に不足がないこと。

申請時の提出書類は、次の「2. 3 提出書類一覧」を参照のうえ、不足や不備のないようにご準備ください。不足や不備がある場合は、申請書を受理できないことがあります。

⑧ 検査に必要な書類等を揃えていること。

検査では以下書類等の確認を行いますので、不足や不備のないようにご準備ください。

<鉄筋コンクリート造等・他構造（木造、鉄骨造）共通>

- 地盤調査報告書（ボーリングデータ 等）
- 地業工事報告書（杭工事施工計画書及び施工報告書、地盤改良報告書 等）
- 材料証明書（ミルシート、納品書 等）
- 鉄筋圧接試験報告書等
- コンクリート配合報告書
- コンクリート強度試験報告書等
- 工程写真

<鉄骨造>

- 鉄骨溶接部検査報告書（自社及び第三者）等

<木造>

※法第6条の4の規定により確認の特例の適用を受けた場合

- 各伏図等
- 構造詳細図等（軸組、接合金物配置 等）

2. 3 提出書類一覧

① 中間検査申請書（法施行規則第 26 号様式）

申請書第四面については、申請書の（注意）や建築構造審査・検査要領実務編検査マニュアル 2012 年版等を参考に記入してください。

② 検査申請書等チェックリスト

<必要な場合に提出>

※ 代理者によって検査の申請を行う場合

・委任状

※ 「計画変更申請」がある場合

・P7④のとおり

※ 直前の確認済証を交付した機関と中間検査の申請先が異なる場合

・最新の確認済証の写し、図面等

※ 法第 7 条の 5 の規定により検査の特例の適用を受けようとする場合

・工事写真（屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時、その他指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真）

2. 4 手数料

中間検査手数料を算定するときの床面積の算定は次によります。

① 法で定めるもの

特定工程までの床面積の合計で算定してください。

② 特定行政庁が告示で指定するもの

・木造

延べ床面積で算定してください。

・鉄骨造

検査に係る部分の最下層の床があるものとみなして、床面積を算定してください。

・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造

特定工程までの床面積の合計で算定してください。

申請対象床面積	中間検査	完了検査	
		中間検査なし	中間検査あり
30㎡以内のもの	13,000円	14,000円	13,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	16,000円	17,000円	16,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	22,000円	23,000円	22,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	28,000円	32,000円	30,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	49,000円	53,000円	52,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	66,000円	74,000円	69,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	147,000円	178,000円	161,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	222,000円	260,000円	252,000円
50,000㎡を超えるもの	407,000円	455,000円	445,000円

3. 中間検査に関する留意事項

- 中間検査は工事監理者が適切に工事監理を行っていることを確認するための検査となります。
 - ※ 検査申請書第四面の工事監理の状況欄及びこれを補完する資料等によって、工事監理・施工管理の状態を把握し評価します。
- 検査方法は、既に施工された部分の目視出来ない部分の書類検査と現場で行う実地検査とし、『当該申請に係る工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうか』、『確認に要した図書のとおりか』の検査を実施するものです。
- 書類検査は、検査申請書第四面の工事監理の状況欄及びこれを補完する資料並びに工事監理者の検査結果記録、工事監理状況報告、施工写真等により、試験・検査の状況等についての報告を受け、工事監理者へのヒアリングを実施します。
- 実地検査は、目視・簡易な計測器等による測定又は動作確認その他の方法により、確認に要した図書のとおり実施されたものであるか確認します。
- 確認済証の交付以降に生じた計画変更については、計画変更の手続きを行ってください。
 - なお、法施行規則第3条の2（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）の軽微な変更該当する場合は、中間検査申請時に設計変更届出書を提出してください。
- 検査の結果、建築基準関係規定に適合すると認められた時は、申請者に中間検査合格証を交付します。
 - 不備がある場合は、是正が終了した後に中間検査合格証を交付します。
 - なお、不備の内容によっては、計画変更の確認申請手続きを経て、再度中間検査を実施する場合があります。
- 中間検査合格証が交付されない限り、特定工程後の工程に関する工事はできません。中間検査の申請漏れが無いように、かつ不合格とならないように、工程管理・工事監理に際してはご注意ください。

4. その他

窓口及び問合せ先

市町村	報告先の特定行政庁
国富町 綾町 西都市 西米良村 椎葉村大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、人桑の木、平、丸野及び城 高鍋町 新富町 木城町 川南町 都農町	宮崎土木事務所 建築課 建築指導担当 電話番号 0985-26-7287, FAX 番号 0985-26-7320 miyazaki-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
日南市 串間市	日南土木事務所 総務課 建築担当 電話番号 0987-23-4662, FAX 番号 0987-23-7326 nichinan-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
三股町	都城土木事務所 総務課 総務担当 電話番号 0986-23-4512, FAX 番号 0986-24-3755 miyakonojo-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
小林市 えびの市 高原町	小林土木事務所 総務課 建築担当 電話番号 0984-23-5179, FAX 番号 0984-23-7897 kobayashi-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
門川町 諸塚村 椎葉村 (西都土木事務所の所管区域を除く) 美郷町	日向土木事務所 総務課 建築担当 電話番号 0982-52-0309, FAX 番号 0982-55-2693 hyuga-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町	西臼杵支庁 土木課 管理担当 電話番号 0982-72-3191, FAX 番号 0982-72-6254 nishiusuki-doboku@pref.miyazaki.lg.jp

中間検査申請書

（第一面）

建築基準法第7条の3第1項又は第7条の4第1項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関

様

年 月 日

申請者氏名

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名

【検査を申請する建築物等】

- 建築物 建築設備（昇降機）
 建築設備（昇降機以外） 工作物（昇降機）
 工作物（法第88条第1項）

※手数料欄				
※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※中間検査合格証欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

建築主、設置者又は築造主等の概要

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【4. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ.氏名】
【ロ.営業所名】 建設業の許可()第 号

【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】

【7. 備考】

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号

【ロ. 工事種別】 新築 増築 改築 移転

大規模の修繕 大規模の模様替 建築設備の設置

【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

【3. 確認済証番号】 第 号

【4. 確認済証交付年月日】 年 月 日

【5. 確認済証交付者】

【6. 工事着手年月日】 年 月 日

【7. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【8. 特定工程】

【イ. 特定工程】

【ロ. 特定工程工事終了(予定)年月日】 年 月 日

【ハ. 検査対象床面積】

【9. 今回申請以前の中間検査】 (第 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 () ()

【ロ. 中間検査合格証交付者】 () ()

【ハ. 中間検査合格証番号】 () ()

【ニ. 交付年月日】 (年 月 日) (年 月 日)

【10. 今回申請以降の中間検査】 (第 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 () ()

【ロ. 特定工程工事終了予定年月日】 (年 月 日) (年 月 日)

【11. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】

【ロ. 変更の概要】

【12. 備考】

(第四面)

工事監理の状況

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容並びに当該建築設備の構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）						
備 考						

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

① 「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

② ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

① 建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

④ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

⑤ 5欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（工事監理に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を登録番号は建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。

⑥ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

⑦ 建築物又は工作物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

① 住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。

② 2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。

③ 2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

④ 2欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。

⑤ 3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。

⑥ 8欄の「ハ」は、検査対象となる部分の床面積の合計に相当する面積を記入してください。

⑦ 9欄及び10欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

⑧ 11欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。

⑨ 11欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。

⑩ 11欄は、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

⑪ 11欄は、申請建築物について変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかになることが確かめられた旨の図書を添えてください。

5. 第四面関係

① 申請建築物（建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。

ただし、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第 39 条第 3 項、第 81 条第 1 項第 3 号、第 82 条の 5 第 7 号又は第 137 条の 2 第 1 号イ(3)の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥ 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑦ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第 35 条の 2 の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧ 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第 28 条第 1 項の規定の適用を受ける部分及び同法第 35 条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑨ 施工図、工場の検査記録その他照合に必要な図書を用いて設計図書と申請建築物との照合を行った場合、「照合内容」に記載した内容に応じ、「照合方法」にその方法を全て記載して下さい。
- ⑩ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑪ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑫ 建築基準法施行令第 121 条の 2 の規定の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものがある場合には、当該直通階段が木造であるか否かについて、備考欄に記載してください。また、当該直通階段が木造である場合には、(注意) 5. ⑨及び⑩を参酌して、当該直通階段に用いる材料の種類並びに当該直通階段の構造、防腐措置及び施工状況に関する照合内容、照合方法並びに照合結果について、併せて同欄に記載してください。
- ⑬ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

検査申請書等チェックリスト(建築物・設備・工作物)

Ver.5.1

年 月 日

		手 数 料	円		
検査日(希望日)	年 月 日 (曜日)	主 要 用 途			
検査の区分	完了検査・中間検査	工 事 の 種 別			
建築物等の区分	1号・2号・3号・4号	延 べ 面 積	申請部分	m ²	
建 築 主			申請以外の部分	m ²	
建 築 場 所			合 計	m ²	
確認番号	年 月 日 第 号	申 請 棟 数	棟		
計画変更号 確認番号	年 月 日 第 号	構 造	造(一部造)		
用途地域等		階 数	地階	階, 地上 階建て	
調書作成者 (代理人)		電話()	-		
		FAX()	-		
設 計 者		電話()	-		
工 事 監 理 者		電話()	-		
施 工 者		電話()	-		
受付時審査	※申請者等の欄を利用して、内容をチェックしてください。(受付・審査欄には、記入しないでください。)		申請者等	受付	審査
	・検査申請図書の記入状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・法第7条の5の適用を受ける場合の添付資料(規則第4条第1項第2号)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・工事監理者及び施工者選定変更届		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・委任状(代理人による申請の場合のみ)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・建築士法に規定される業務範囲の確認(士法第3条, 第3条の2, 第3条の3を参照)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・設計変更の有無の確認【 <input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	→ 軽微な変更説明書(設計変更届を必要としない軽微な変更の場合は、説明資料を添付する)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	→ 設計変更届(申請書第3面の確認以降の軽微な変更欄にも記入されているか確認する)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	→ 計画変更申請(テラスやカーポート等が増えていないか現場を確認する)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・検査する建築物等の付近見取り図(住宅地図の写しで可)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・(完了)中間検査合格証の写しの添付 又は 施工状況報告書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・(完了)エネルギー消費性能基準検査に係る図書 適合の要否【 <input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	エネルギー消費性能に係る変更の有無の確認【 <input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	→ 軽微変更説明書(軽微な変更AB)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	→ 軽微変更該当証明書(軽微な変更C)(原本 or 写し)(低炭素認定、大臣認定も同様)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
→ 変更後の省エネ基準適合判定通知書(原本 or 写し)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
適合性判定に要した図書及び書類 計画書+添付図書(設計図書)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
建築物エネルギー消費性能向上認定に要した図書及び書類(低炭素認定、大臣認定も同様)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理報告書(現場に用意)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受付日	年 月 日	受付番号	第 号	受付者	
完了・中間検査日時	年 月 日 (曜日) 時 分	合 否 判 定	合・否		
[指 摘 事 項]		[処 理 事 項]			
建築主事決裁		検査員等 職・氏名			
		印			
		印			
検査済証交付年月日	年 月 日	検査済証番号	第 号		
交付できない旨の通知年月日	年 月 日	交付できない旨の通知番号	第 号		
追加説明資料提出期限	年 月 日	【備考】			

◎申請者等において、該当する申請手数料のチェック欄にレ印を入れてください。

◆中間検査手数料

申請対象床面積の合計	手数料（円）	申請者等	
		チェック	備考
30㎡以内のもの	13,000	<input type="checkbox"/>	□減免規定適用
30㎡を超え 100㎡以内のもの	16,000	<input type="checkbox"/>	
100㎡を超え 200㎡以内のもの	22,000	<input type="checkbox"/>	
200㎡を超え 500㎡以内のもの	28,000	<input type="checkbox"/>	
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	49,000	<input type="checkbox"/>	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	66,000	<input type="checkbox"/>	
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	147,000	<input type="checkbox"/>	
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	222,000	<input type="checkbox"/>	
50,000㎡を超えるもの	407,000	<input type="checkbox"/>	

●完了検査手数料

①【基本額(中間検査が不要の場合)】

申請対象床面積の合計	手数料（円）	チェック	備考
30㎡以内のもの	14,000	<input type="checkbox"/>	□減免規定適用
30㎡を超え 100㎡以内のもの	17,000	<input type="checkbox"/>	
100㎡を超え 200㎡以内のもの	23,000	<input type="checkbox"/>	
200㎡を超え 500㎡以内のもの	32,000	<input type="checkbox"/>	
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	53,000	<input type="checkbox"/>	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	74,000	<input type="checkbox"/>	
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	178,000	<input type="checkbox"/>	
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	260,000	<input type="checkbox"/>	
50,000㎡を超えるもの	455,000	<input type="checkbox"/>	
エレベーター・エスカレーター	16,000	<input type="checkbox"/>	□移転、大規模の修繕、大規模の模様替えの場合(当該部分の床面積の2分の1について算定)
小荷物専用昇降機	10,000	<input type="checkbox"/>	
工作物	12,000	<input type="checkbox"/>	

①'【基本額(中間検査を受けた場合)】

申請対象床面積の合計	手数料（円）	チェック	備考
30㎡以内のもの	13,000	<input type="checkbox"/>	□減免規定適用
30㎡を超え 100㎡以内のもの	16,000	<input type="checkbox"/>	
100㎡を超え 200㎡以内のもの	22,000	<input type="checkbox"/>	
200㎡を超え 500㎡以内のもの	30,000	<input type="checkbox"/>	
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	52,000	<input type="checkbox"/>	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	69,000	<input type="checkbox"/>	
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	161,000	<input type="checkbox"/>	
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	252,000	<input type="checkbox"/>	
50,000㎡を超えるもの	445,000	<input type="checkbox"/>	

②【エネルギー消費性能基準検査加算額】

申請対象床面積(1棟毎)の合計	手数料（円）		チェック	備考
500㎡以内のもの	4,000 ×	棟	<input type="checkbox"/>	□減免規定適用
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	6,000 ×	棟	<input type="checkbox"/>	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	8,000 ×	棟	<input type="checkbox"/>	
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	17,000 ×	棟	<input type="checkbox"/>	
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	31,000 ×	棟	<input type="checkbox"/>	
50,000㎡を超えるもの	49,000 ×	棟	<input type="checkbox"/>	

完了検査 申請手数料	基本額	① or ①'	円
	加算額の総計	②	円
	完了検査申請手数料	①or①'+②	円